

食料・農業・農村政策審議会家畜衛生部会  
第33回家きん疾病小委員会（3月31日）  
（ 概 要 ）

- 1 これまでの防疫対応及び検査状況について、次のような意見があった。
  - ・ 1～3例目で4株のウイルスが分離された。
  - ・ 4～7例目についてはウイルスは分離されなかったが、分離されたウイルスを抗原として抗H7HA抗体が検出され、疑似患畜としてとう汰された。
  - ・ 家畜防疫員の監視の下、移動制限区域内の家きん卵や家きんの排泄物等の移動に関する例外適用は適切に行われている。
  - ・ 発生は愛知県の一地域に限局していると考えられるが、引き続き、移動制限区域における検査を確実に進めることが重要である。
  - ・ これまでに本事例に関係した者の健康調査を実施したところ、健康に異常は認められなかった。
  
- 2 発生農場等における疫学調査関連状況については次のような意見があった。
  - ・ 全国のうずら飼養場及び移動制限区域内の全ての家きん農場検査の結果は、愛知県の一地域のうずら農場に発生が限局されていることを示している。
  - ・ 1、2例目に引き続き、3～7例目の農場についても、早急に現地調査を行うべきである。
  - ・ うずらの生産システムや飼養衛生管理について整理し評価することが重要である。
  - ・ 1～3例目の発生農場で分離された4株のウイルス遺伝子を解析した結果、相同率は約96%であった。
  - ・ 引き続き、国内外で分離された他のウイルスと遺伝子の塩基配列を比較するとともに、異なる動物の分離ウイルスに対する感受性試験（ウズラ、ニワトリ、アヒル、豚）、伝播試験（ウズラ、ニワトリ）などを実施することとなった。
  
- 3 今後の防疫措置について、防疫措置が終了し、全ての移動制限が解除された後に、さらに次の対策を講じることとされた。
  - ・ 移動制限区域内の全ての家きん農場及び発生農場（7例）と疫学関連のある全ての家きん農場については、移動制限が解除された後、あらためて、清浄性を確認するための検査を実施する。
  - ・ 全国うずら飼養場調査で血清抗体が陽性となった農場について、定点モニタリングを強化する。
  - ・ 今般、本病が摘発されたのは、昨年秋から強化した、モニタリングと報告徴求が有効に機能した結果である。
  - ・ 全国の家きん農場については、引き続き、監視を継続することが重要である。